る第三十五条」と、第四十四条及び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十六条」と、第四十七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。

第五条　前二条に規定するもののほか、予備試験の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（試験及び予備試験の実施に関する特例）

第七条　第三十条及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十)の次に次のように加える。

(二十の二)　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ　愛玩動物看護師法第六条第一項（登録）の愛玩動物看護師の登録		
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

（農林水産省設置法の一部改正）

第九条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「獣医師及び」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十二の二　獣医師に関すること。

二十二の三　愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

（環境省設置法の一部改正）

第十条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、宮務参事官一人」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第六条第二項中「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改め、「、同条第七項」を削る。

附　則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「青　森　青　森」を「岩　手　花　巻」に改める。

附　則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三